

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県議会公印規程（昭和44年岩手県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公印取扱者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公印取扱者は、総務課総括課長の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第5条 公印を<u>使用しよう</u>とするときは、<u>押印しようとする文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を提示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>前項の請求があったときは</u>、<u>当該文書と原議とを照合し</u>、押印を<u>適当と認めるものについて</u>公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(公印取扱者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 公印取扱者は、総務課総括課長の指揮監督を受け、公印の保管及び使用並びに<u>第9条第1項に規定する電子公印の付与に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p>(公印の使用)</p> <p>第5条 <u>文書（電子文書（岩手県議会事務局公文書管理規程（令和4年岩手県議会訓令第7号）第2条第3号に規定する電子文書をいう。第9条第1項及び第2項において同じ。）を除く。）に公印を押印しようとするときは</u>、<u>当該文書及び決裁を完了した回議案（以下「原議」という。）を示し</u>、公印取扱者に公印の使用を請求しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム（岩手県議会事務局公文書管理規程第2条第6号に規定する電子決裁・文書管理システムをいう。）により行わなければならない。ただし、同訓令第20条又は第21条の規定に基づき起案した場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 公印取扱者は、<u>第1項の規定による請求があったときは</u>、<u>文書と原議とを照合し</u>、押印を<u>適当と認めるものについて</u>公印の使用を承認するものとする。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(電子公印)</p> <p>第9条 <u>電子文書に電子公印（電子公印システム（電子計算機を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステムであって、総務室法務・情報公開課長が管理するものをいう。第3項において同じ。）に登録した公印の印影をいう。以下同じ。）の付与を受けようとするときは</u>、<u>当該電子文書及び原議を示し</u>、公印取扱者に<u>電子公印の付与を請求しなければならない。この場合においては、第5条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>2 公印取扱者は、<u>前項の規定による請求があったときは</u>、<u>電子文書と原議とを照合し</u>、<u>電子公印の付与を適当と認めると</u></p>

きは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。

3 総務課総括課長は、新たに公印の印影を電子公印システムに登録し、電子公印として使用しようとするときは、その旨を総務室法務・情報公開課長に通知しなければならない。電子公印に係る公印を改刻したとき、及び電子公印の使用をやめたときも、同様とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 岩手県議会事務局公文書管理規程（令和4年岩手県議会訓令第7号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同訓令附則第2項の規定による廃止前の岩手県議会事務局公文書管理規程（平成11年岩手県議会訓令第4号）第41条及び附則第5項の規定による公印の使用については、この訓令による改正後の岩手県議会公印規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。